



◎住宅リフォーム資金助成事業

◎助成対象者

- 市民であり、同一世帯に属する全員に市税の滞納がないこと
- 同一世帯に属する全員が山陽小野田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- 助成対象となる工事について、市が実施する他の助成等を受けていないこと
- リフォーム工事について、令和2年度に市から助成を受けていない住宅であること

◎助成対象工事

- 申請者が居住し所有する既存住宅、または申請者と同居している二親等以内の親族が所有する既存住宅の改修工事(老朽化、災害等による住宅の修繕、補修、設備改修および模様替え)で、市内に主たる事務所を有し、山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員でない、およびこれらと密接な関係を有していない施工業者に依頼して行う工事
- 助成金内示額通知後に着手した工事で、申請受付期間内に交付申請を終え、令和4年2月28日までに完了届を提出できる工事
- 助成対象工事費用(消費税および地方消費税を含まない)が10万円以上の工事
※災害については、解体工事も対象とします。(り災証明添付)

◎助成金支給額

助成対象工事費用(消費税および地方消費税を含まない)の10%を乗じて得た金額(1万円未満切り捨て)

◎助成上限額 7万円

◎申請期間 5月6日(木)～令和4年1月31日(月)

※ただし、助成金の総額が予算1,000万円に達した時点で終了します。(先着順)

◎申請方法 申請先に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添えて提出

※申請書等は市ホームページからダウンロードできます。

◎建築士の派遣による無料耐震診断

◎対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工し一戸建ての木造住宅

◎募集戸数 20戸(先着順) ◎申込期間 5月10日(月)～11月30日(火)

◎申込方法 申込先に備え付けの申込書に記入し、必要書類を添えて提出

※申込書等は市ホームページからダウンロードできます。

◎木造住宅耐震改修工事費用の一部補助

◎補助対象工事 令和4年2月28日までに完了見込みの工事

◎補助額 1戸の工事費の80%

◎申請期間 5月10日(月)～11月30日(火)

※ただし、補助金の総額が予算100万円に達した時点で終了します。(先着順)

◎申請方法 事前相談で要件の確認を受けたうえで、申請先で配布する申請書に記入し提出

※設計、工事監理に要する経費は対象に含まれません。